

令和7年度 福井地方労働審議会

第1回福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会

- 1 日 時：令和8年1月21日（水） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所：福井春山合同庁舎14階 福井労働局会議室
- 3 出席状況：
公益代表委員 森瀬委員、前田委員、諸隈委員
家内労働者代表委員 杉田委員、中澤委員、宝泉委員
委託者代表委員 井上委員、谷口委員、水島委員(欠席)
事務局 工藤労働基準部長、木村賃金室長、西村賃金室長補佐
三崎係員
- 4 議 事：(1) 福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会運営規程(案)について
(2) 福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定の諮問について
(3) 関係家内労働者及び関係委託者からの意見申出について
(4) 福井県眼鏡製造業工賃等実態調査結果について
(5) 審議事項と審議日程(案)について
(6) 福井県眼鏡製造業最低工賃の改正額について
- 5 閉 会

○西村賃金室長補佐

それでは、各委員の皆様、お揃いいただきましたので、令和7年度第1回福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

本日は、専門部会第1回目の会議でございますので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。私、賃金室室長補佐の西村と申します。よろしく願いいたします。

最初に、定足数の確認報告を三崎係員によりお願いいたします。

三崎賃金係員

委員定数9名のうち、委託者代表の水島委員が所用により欠席される旨の連絡をいただいております。現時点で8名の方が出席されております。よって、委員総数の3分の2以上、各側委員の3分の1以上を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

西村賃金室長補佐

なお、本専門部会で傍聴者を募集いたしましたところ、申込みはござ

いませんでしたので、併せて御報告させていただきます。
初めに、工藤労働基準部長から御挨拶申し上げます。

工藤労働基準部長

労働基準部長の工藤でございます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、労働基準行政の推進に御理解を賜り、誠にありがとうございます。また、本日はお忙しい中、当専門部会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年12月12日に開催されました福井地方労働審議会家内労働部会の議決内容を踏まえまして、同日、福井労働局長から福井地方労働審議会会長に福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定について諮問をさせていただいているところでございます。本専門部会において、具体的な改正額の調査、審議をお願いすることになっております。

委員の皆様におかれましては、これら調査、審議に多大な御苦勞をお願いすることとなりますが、活発な御議論をしていただき、滞りなく結論が得られますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

西村賃金室長補佐

次に、委員の任命報告と御紹介をさせていただきます。お手元の委員名簿、こちらを御覧いただけますでしょうか。

今回、お手元の委員名簿のとおり、福井地方労働審議会会長より委員就任の指名をいただいておりますことを御報告させていただきます。

次に、各委員の御紹介でございますが、お手元の委員名簿のお名前を読み上げまして、委員の御紹介に代えさせていただきます。

まず、公益代表委員の御紹介です。

本審委員の森瀬明委員。

森瀬委員

森瀬でございます。よろしく申し上げます。

西村賃金室長補佐

臨時委員の前田聡子委員。

前田委員

前田です。よろしく申し上げます。

西村賃金室長補佐

同じく臨時委員の諸隈由佳子委員。

諸隈委員

諸隈です。よろしく申し上げます。

西村賃金室長補佐

次に、家内労働者代表委員を御紹介いたします。
臨時委員の杉田公太郎委員。

杉田委員

杉田です。よろしく願いいたします。

西村賃金室長補佐

同じく臨時委員の中澤健太委員。

中澤委員

中澤です。よろしく願いします。

西村賃金室長補佐

同じく臨時委員の宝泉範恵委員。

宝泉委員

宝泉です。よろしく願いいたします。

西村賃金室長補佐

次に、委託者代表委員を御紹介いたします。
臨時委員の井上祥一委員。

井上委員

井上です。よろしく願いします。

西村賃金室長補佐

同じく臨時委員の谷口康彦委員。

谷口委員

よろしく願いします。

西村賃金室長補佐

同じく臨時委員の水島基博委員ですが、本日所用により御欠席でございます。

最後に、事務局のご紹介をさせていただきます。
工藤労働基準部長。

工藤労働基準部長

工藤でございます。よろしく願いいたします。

西村賃金室長補佐

木村賃金室長。

木村賃金室長

木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

西村賃金室長補佐

三崎賃金係員。

三崎賃金係員

三崎です。よろしくお願ひします。

西村賃金室長補佐

最後に、私、西村です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、部会長及び部会長代理選出に移りたいと存じます。

部会長及び部会長代理の選出方法につきまして、事務局より御説明をさせていただきます。

木村賃金室長

改めまして、賃金室長の木村でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

部会長の選出につきましては、地方労働審議会令第6条第4項におきまして、「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。」ということになっております。

これに関しましては従来から、あらかじめ公益委員の先生方で御協議の上、推薦いただくという方法を取っておりますが、このような方法で御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

木村賃金室長

ありがとうございます。それでは公益委員の皆様には事前に御協議をいただいております。部会長には本審委員である森瀬委員を推薦する旨の御連絡をいただいておりますので、委員の皆様の御推薦により決定いただいたということにさせていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

木村賃金室長

ありがとうございます。

次に、部会長代理の選出でございますが、地方審議会令第7条第4項によって準用する同令第6条第6項の規定によりまして、「公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。」となっておりますので、この後、森瀬部会長より御指名を頂きたいと存じます。

それでは、今後の議事進行につきまして森瀬部会長、どうぞよろしくお願いをいたします。

森瀬部会長

改めまして、森瀬でございます。ただいま部会長を御推薦いただきました。

県下の状況、この間の家内労働部会の時にも申し上げましたけど、長らく日本はデフレにあった中で、ようやくそれを抜け出し、物価水準も最近本当に上がっておりますが、それを上回るような賃上げがされているようなモードになっていくかどうかという非常に大事な局面もある中で、一般の賃上げにも連動して最低工賃もどうするか、大変重要な課題だと思っております。皆様からも、是非活発な御意見を頂くとともに、スムーズに進行していけますように、どうぞ御協力のほどよろしくお願い致します。

それでは、私から部会長代理を指名せよということでございましたので、公益委員の諸隈委員に部会長代理をお願いしたいと思います。よろしくお願致します。

部会長代理、御挨拶を。

諸隈部会長代理

ただいま部会長代理に指名していただきました諸隈と申します。それぞれの委員の皆様からお知恵をお借りしながら、適切な結論が導けるようになればいいなと思っております。よろしくお願いたします。

森瀬部会長

それでは、ここから議題に入りたいと思います。

議題（１）福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会運営規程（案）について、事務局から御説明をお願いします。

木村賃金室長

それでは、運営規程（案）について御説明いたします。

お手元の資料の名簿の次の頁に、資料目次がございます。１枚めくっていただきますと、福井地方労働審議会福井県眼鏡製造業最低工賃専門部会運営規程（案）がございます。その下の方を見ていただきますと、左右に第１、眼鏡工賃ハイフン１という形で記載をしております。このハイフンの後の数字が頁番号となっておりますので、適宜頁番号を御案内いたしますので、説明をさせていただきます。

まず、１頁目でございます。

当専門部会の運営規程（案）でございます。第１条には、当専門部会の議事運営に係る各種規程が記載をされております。第２条には委員の定足数、第３条には議決に関する規程がございます。規程案に日付は入っておりませんが、御審議いただければ本日の日付が入ります。

次に、２頁でございます。

当専門部会の上部機関となります福井地方労働審議会の運営規程でこ

ざいます。

3頁、一番上、第5条でございますが、「会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。」となっております。これまで当専門部会におきます金額審議におきましては、率直な意見交換ができるよう議事は非公開としてまいりましたが、本工賃専門部会と類似の福井地方最低賃金審議会及び同最低賃金審議会の専門部会におきましては、この議事の公開につきまして議論の透明性の確保でございますとか、率直な意見交換を阻害しないという、この二つの観点を踏まえまして、公労使三者が集まって議論を行う場合には、本年度から公開する方針で臨んでいるところがございます。そこで本日、この専門部会も含めまして、金額審議を実施する場合には、公益側、家内労働者側、委託者側の三者が集まって議論を行う部分については、原則どおり公開とさせていただくということ。公益側と家内労働者側でありますとか、公益側と委託者側でありますとか、こういった二者協議につきましては、率直な意見交換を阻害しないよう議事を非公開とし、議事要旨を公開すること。なお、採決の場面につきましては、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合と認めまして、議事は非公開とするという、このような以上の方針とさせていただきたいと思っておりますが、その方針でよろしいか御審議をお願いいたします。

なお、議事録につきましては、議事録に代わって議事要旨を公開した場合でございますも作成する必要がございます。情報公開請求がされた場合には、法令に従って開示、不開示の決定をさせていただくこととなります。その際、審議終了後の議事録につきましては、公開されても当該意思決定に影響を及ぼすことはございませんので、将来の継続的な審議に影響を及ぼす場合などの不開示情報を除きまして公開することとなりますので、御承知おきをお願いいたします。

次に資料の3頁でございますが、下の方10条でございます。

部会長が委員である部会または最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とするということとされております。当専門部会につきましては、本審委員である森瀬部会長が選任されておりますので、当専門部会の議決はそのまま福井地方労働審議会の議決となるということでございます。

なお、この議決の方法につきましては、資料5頁となりますが、5頁には地方労働審議会令がございます。ここに定めがありまして、具体的には飛びまして6頁に目を移していただきますと、審議会令第8条第3項によって準用する第8条第2項「審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」とされておりますので、多数決によって決めるということでございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

森瀬部会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特に今、議事及び議事録の公開、非公開、その取扱いについて公労使三者が集まって議論を行う部分については原則どおり公開するということ。それから、公益代表と家内労働代表、または公益代表と委託者代表による二者協議については、率直な意見の交換を阻害しないように議事録を非公開とし、議事要旨について公開する。さらに、採決の場面においては、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合と認め議事は非公開とする。そういう取扱いを示されておりますけど、以上の方針でよろしいでしょうか。

(異議なし)

森瀬部会長

特に異論はないと思いますので、専門部会運営規程についてはこの案のとおり決定とし、議事及び議事録については原則公開、それから公益代表とそれぞれとの二者協議については議事非公開、議事要旨としては公開、それから採決の場面において議事は非公開とするということにいたしますので、よろしくお願いします。

それでは次に、議題(2)福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定の諮問について、あわせて議題(3)関係家内労働者及び関係委託者からの意見申出について、事務局より御説明をお願いします。

木村賃金室長

議題(2)改正決定の諮問につきましては、お手元の資料8頁でございます。

諮問文の写しを御覧いただければと思います。令和7年、昨年12月12日開催されました家内労働部会において、福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定の必要性有りと決定を全会一致で頂いており、同部会におきまして福井労働局長から福井地方労働審議会会長宛て諮問を行っております。

また、議題の(3)の意見申出につきましては、昨年12月12日から昨年12月26日までの2週間、関係家内労働者、関係委託者からの意見聴取につきまして公示を行いましたが、これらに関する意見の提出はなかったことを御報告いたします。

以上でございます。

森瀬部会長

ただいまの事務局の説明について何か御質問とかございますでしょうか。特にございませんか。

その次、議題(4)福井県眼鏡製造業工賃実態調査結果について、事務局、御説明をお願いします。

木村賃金室長

今年度の福井県眼鏡製造業工賃実態調査の結果につきまして御説明させていただきます。

資料につきましては、後ろ3分の1ぐらいのところとうぐいす色の色を挟んでございます。そこからが別冊という資料になっておりますので、御覧いただければと思います。うぐいすの色紙の後ろでございます。

表紙がございまして、おめくりいただきます別冊ハイフン2頁ということとなっております。

この工賃実態調査におきましては、当局で把握している委託者のうち日本産業分類のEの3297眼鏡製造業に分類されている委託者で、本年度は37社の委託者を調査対象としたところでございます。

調査結果につきましては、調査回答社は35社でございました。委託者の率でいきますと、調査票の提出率は94.6%となっております。

別冊2の下の方、4の集計結果のところとなります。委託を行っている事業者数は30社でございまして、令和4年度に実施した前回調査では34から減っているというところでございます。そのうち最低工賃の適用を受ける委託者数は13社でございまして、前は14社でございました。

家内労働者数につきましては、眼鏡製造業の委託者30社の家内労働者数は171人でございます。このうち眼鏡ろう付け、粗磨きの工程を実施している委託者13社の家内労働者数は97名でございます。この中で実際に部位でありますとか、材料というような最低工賃の定めに合致して最低工賃の適用を受ける作業に従事する家内労働者につきましては48名ということで、こちらは前回の76名から大きく減っているというところを御認識いただければと思います。

おめくりいただきまして、4頁でございます。

第1表につきましては、委託者の皆様からの回答を集計したものでございます。表、上から1、(2)の主な生産品、複数回答でございまして、チタン枠が19件、54.3%と最も多く、次いでプラスチック枠、アセテート枠が7件、20%となっております。一方、洋白枠でございまして3件、8.6%と少なくなっております。

下の方行きますと、2の(1)家内労働者数でございまして、男女計1から4人が20件、57.1%と最も多く、5から9人、7件、20.0%となっております。

5頁を御覧ください。

下の方の2の(3)最低工賃に従事する事項、複数回答でございまして、世間相場が15件、42.9%と最も多く、家内労働者の希望と相談の上というようなものが12件、34.4%となっております。このほか、福井県最低工賃や福井県最低賃金を考慮するというようなものについても2割程度認められているところでございます。

6頁でございます。

一番上の2の(4)家内労働者数の必要経費、こちらも複数回答ありですが、家内労働者が負担が20件、66.7%を占めております。

2の(5)家内労働者の必要経費種類、こちら複数回答でございまして

が、電気代が21件、60.0%を占め、次いで工具代7件、20.0%となっております。

2の(6)家内労働者へのねじ込み機の貸与の有無でございますが、無しが21件、60.0%を占めております。その下、家内労働者へのろう付け機の貸与でございますが、無しが25件、71.4%を占めているところでございます。

2の(8)不用品の取扱い、複数回答でございますが、やり直しが14件、40.0%と最も多く、次いで問題にしない12件、34.3%となっております。

8頁を御覧いただきたいと思っております。8頁、横向きとなります。

8頁の第2表ハイフン1は、工程別の工賃額別の委託者数でございます。

その次の9頁は同じ表の作りでございますが、第2表ハイフン2、工程別工賃額別のこちらは家内労働者数の表でございます。

8頁に戻ります。

8頁は、ねじ込みの工程を表しているものでございます。表が二つございますが、上段の表は本年度の調査結果、下段の表は前回の令和4年度の調査結果でございます。

本年度の上段の表を御覧ください。

上段の表の中でも大きく二つに分かれまして、上半分は座金、ワッシャーの組込作業を含むもの、下半分は座金、ワッシャーの組込みを含まないものとなっております。

横に行きまして、列の表示につきましては工賃が2円、2円50銭という具合に13円までの回答の結果が記載をしております。表中の数字は委託者数の数字でございます。青色に着色いたしましたマスの部分は最低工賃が設定されている業務でございますが、最低工賃未滿の委託額の所に青く着色をしております。

一番上の座金の組込みを含むもの、チタンの丁番につきましては、右に目を移していただきますと、右の表に1,297というような円の数字がございます。こちらの列につきましては、1時間当たりの出来高から、作業量から支払工賃の平均額を算定し記載をしているというものでございます。座金、ワッシャーの組込み作業を含むにつきまして、チタンの丁番は現行の最低工賃が5円50銭であるというようなところ。これらにつきましては小計の11社ございますけれども、11社全てが青色でなくて右側にありますので、全てが最低工賃を上回っているというようなことをお分かりいただければと思っております。

次の行のチタンの部位は智でございますが、最低工賃は4円50銭となっております。こちら小計4社ございますけれども、3社が青い着色の所に入っておりますので、3社が最低工賃未滿であるということでございます。

同じような9頁は家内労働者数で御覧をいただければと思っております。

10頁でございます。

10頁は、こちらは、ろう付けの工程でございます。今年度調査結果の上段と下段の表を見比べていただきますと、洋白のろう付けに係る家内

労働の実態が見られなくなったことがお分かりいただけると思います。

上段の表には中ほど、チタンでございますが、各部位で最低工賃未満のものが見られます。これは同一の委託者でございます。こちらにつきましては、実際の工賃が他社と比べまして著しく低くございましたので、この委託者の方に実態を確認すべく、実態の調査ということでお伺いしたいということをお依頼したのですが、ちょっと御協力を頂けないような状況がございまして、詳細については今のところ不明ということでございます。

次、12頁でございます。

こちらは粗磨きの業務でございます。最低工賃が設定されているチタンのテンブルにつきましては、委託者3件中1件が最低工賃未満となっております。材質、チタンや洋白につきましては、1時間当たりの工賃を算定しますと675円というような家内労働が認められるところでございます。こちらの粗磨きにつきましては、過去の議事録などを拝見しますと、チタンにつきましては合金や洋白に比べて、チタンは光沢が出にくいというようなことで、少し材質によっては技能の違いというのがあるというようなこともあるようです。

14頁、15頁を御覧いただきたいと思います。

こちらは最低工賃が設定されていない工程を取りまとめたものでございます。この中で委託者、家内労働者が多く存在しておりますのが、14頁、上の方から銀口ウ貼りというのがございます。こちらにつきましては、1か所2円の工賃というものがずっと並んでおりますけれども、中には1時間辺りの工賃が400円程度の家内労働の実態が認められるところがございます。

16頁を御覧ください。こちら、また縦向きに戻ります。

こちら第3表につきましては、回答いただきました家内労働者の方からの回答を取りまとめたものでございます。16頁の中ほど、年齢でございますが、家内労働者の年齢は70歳代以上が17人を占め最も多く、次いで60代15人、50代14人で7割以上が50代以上の方となっております。

17頁を御覧ください。

一番上の仕事の経験年数でございますが、今の仕事の経験年数は20年以上が16人、27.1%と最も多く、次いで1年以上5年未満13人、22.0%となっております。1年未満と1年以上5年未満の5年未満を足し合わせますと23人、38.9%を占めておりますので、家内労働者の新たな入職というところの実態も見てとれるところでございます。

9月中の仕事で受領した工賃、真ん中の表でございますが、5万円以下が32人、54.2%と最も多く、次いで5万円超え10万円未満が14人、23.7%となっております。

その次の表でございますが、9月中の仕事の日数は16日から20日が14人、23.7%と最も多く、次いで11から15日の12人、20.3%、22日から25日の11人、18.6%となっております。

9月中の1日の平均労働時間は2時間超え4時間以下が19人、32.2%と最も多く、次いで4時間超え6時間以下が16人、27.1%、6時間超え8時間以下が13人、22.0%となっております。

18頁でございます。

一番上の表でございますが、9月中の工賃額の平均につきましてでございます。20万円以上のものを除いて算定いたしますと、月平均79.57時間に対しまして46,753円の平均というようなことで、時間に換算いたしますと585円となるところでございます。

一番下でございますが、工賃額についてちょうどいいと思う方が29人、49.2%、安いと思うというのが28人47.5%と半々というようなところでございます。

19頁、20頁につきましては、調査票に記載されました家内労働者の方からの声を転記したものでございます。

実態調査につきまして、説明は以上でございます。

森瀬部会長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、何か御質問とかございますでしょうか。よろしいですか。

では、次の(5)審議事項と審議日程(案)について、事務局より御説明をお願いします。

木村賃金室長

では、議題の5、審議事項と審議日程(案)について説明をいたします。

先ほど、うぐいす色の色紙を、色紙を見ていただきましたが、その前の頁でございます。資料の頁でいきますと第1眼鏡工賃の69頁となります。

1、審議事項でございますが、(1)適用する家内労働者、(2)適用する委託者、(3)最低工賃額、(4)効力発生の日及び指定発効の有無、こちらの四つが審議事項となります。(3)につきましては、最低工賃額のところが括弧書きでございますけども、工程変更の必要性なども含んで御審議いただければと思います。

このうち(1)と(2)につきましては、労働局長からの諮問の内容は改正決定としておりますので、件名につきましては変更せず現行のままとし、(3)、(4)を御審議いただくということでよろしいのではないかと考えております。(3)につきましては繰り返しになりますが、工程の追加変更の必要性を含めました最低賃金額の諮問をお願いするものでございます。

今年度行いました実態調査の結果から、工程の追加・変更の必要性の審議につきましては、ねじ込みの工程に座金の組込み作業を含まないもの、こちらを追加するか否か。それから、粗磨き自動機によるものを除くという工程がございますが、こちらの材質の範囲をチタンから拡大する必要があるか否か。それから、銀ろう貼りです。こちらに委託者、家内労働者が多く見られますので、この工程を追加するか否か。こういったところが論点ではないかと考えておりますので、この点、御協議いただければと思います。

また、今ほど説明した以外の最低工賃が設定されている業務につきま

しては、工賃額の御協議いただくというようなこととなると思います。

以上の審議事項につきまして、本専門部会の審議に当たりまして御確認をお願いしたいと思います。

(4) につきましては、官報公示から30日後に効力発効となりますが法定発効とするか、それよりも長い期間を確保して特定の日を効力発生日と指定をする指定日発効とするかという点でございますが、本専門部会の日程上、順調に審議が進んだ場合には発効は4月中旬になりますので特段、指定で発効する事情には今ないと思います。

次に、審議日程でございますが、69頁記載のとおり、本日、第1回を行います。第2回目は1月26日月曜日、午後1時30分からを予定しており、できれば2回目の専門部会において結審をいただければ幸いに存じます。審議が十分に尽くす必要があるというようなことでしたらば、第3回目、1月27日火曜日に予備日として午前10時から会場を確保してございます。ただし、誠に申し訳ございませんが予算の関係がございまして、当方の勝手ではございますけれども、専門部会の開催は2回以内で、3回目の予算は異議申出の異議審に充てさせていただきたいということも一つございます。仮に十分に審議を行う必要があるということで予備日の1月27日、3回目の審議に及びました場合に、仮にまた異議申出がなされた場合の審議、異議審につきましては、4月以降の次年度において異議審を行うことも想定されますので、その点あらかじめ御承知いただき、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

森瀬部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明については、ポイントをおさらいとして整理いたしますと、まず審議事項に関して工程内容等の見直しについて、第一にねじ込みの工程について座金の組込み作業を含まないものを追加するのかどうか。それから二つ目として、粗磨き自動機によるものを除く工程について、材質の範囲をチタンから金枠に拡大するのかどうか。三つ目として銀ろう貼りの工程を追加するのかどうか。以上の見直しの必要性について審議するというもの。それから、最低工賃の設定されている業務については、工賃額を審議するということがポイントになるということでございます。それから、審議日程について当専門部会は次回での結審を目指していくということ。異議申立てに対する審議は専門部会が4回開催となる場合については、4回目の開催は次年度以降になるということでございました。

ただいまの説明について何か御質問、御意見とかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、金額審議については、ねじ込み、座金の組込み作業を含むもの、それから座金の組込み作業を含まないもの、ろう付け、粗磨き自動機械によるものは除く、銀ろう貼り、この五つをそれぞれのこの順で協議をいたし、工賃と同時に工程、材質等の見直しの必要性を審議してまいりたいと思いますが、そういう流れで皆さん、御異議ございません

でしょうか。

(異議なし)

森瀬部会長

ありがとうございます。

それでは、議題(6)福井県眼鏡製造業最低工賃の改正額について移ります。

最初に、ねじ込み、座金の組込み作業を含むものに限るについて協議いたしたいと思います。

丁番を除くの工程について工賃額、材質等の見直しについて、それぞれの側から御意見を伺いたいと思います。

これからの進め方といたしましては、最初に委託者側から御意見を伺って、次に家内労働者側から御意見を伺い、最後に公益委員を含めて全体で意見交換をして協議を進めていくというスリーステップの流れで進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

森瀬部会長

今ほど申しました流れに沿いまして、最初に委託者代表委員から御意見をお伺いしたいと思います。

最初に、事務局からも説明ありましたが、県内の情勢や本年度の審議に臨む考え方などを教えていただいた上で、次にこのねじ込み、座金を組み込む作業のものに限って、それぞれ部位、材質の検討の必要性、工賃の改正額について御意見を伺えたらと思いますので、よろしく願います。

井上委員から伺います。順番でよろしいでしょうか。

井上委員

まず基本的に全ての工程において、眼鏡の業界でもそうなのですが、賃上げは上げていく方向であろうとお話は受けております。その中でもやはり細かく今、私も初めて見たような工程の内容でしたので、事前に谷口委員と水嶋委員と私とお話しながら、私もどこまで理解できたか、ちょっと怪しいところもあるのですが、お話聞いた中でそれぞれ細かく上げていければなというお話が出たのが全体の内容でございます。

谷口委員

今、鯖江の眼鏡産業は世界へも輸出をさせていただいており、国内の眼鏡業界の状況というか、若干、日本の国内の所得が上がっていないので、国内ではちょっと苦戦をしているところがあります。ただ、持続可能な産地になりたいと、その眼鏡協会であり、業界の幹部の人たちがそこら辺を一緒に十分考えておりますので、もちろん社員の給料であれ、最低賃金の工賃であれ、適切に上がるべきであろうと。そのほうが持続

可能な産地になるだろうという考え方ではないかなと理解をしております。

ただ若干、現状に則してないアンケートの部分がちょっとあるなどいうところもあるので、その辺りの先ほども言われてはおりますが、より現実に近いようにアンケートの内容は修正を一緒にさせてもらいたいなと思っております。

以上です。

森瀬部会長

現実に即していないということでもいいですか。

谷口委員

要は、ねじ込みについては適切にもうちょっと上がったほうがいいであろうということです。

もう少し言うと、例えば材質、そんなに重要じゃないのです。ねじ込みという作業で言うと。それより座金を入れる、入れないということで大體判断がつくので、チタンかどうかとか、洋白かどうか、あんまりそこは関係ないのです。なので、ワッシャー有り無しという分類だけで表現をしたほうがいいし、チタンと洋白は確かにあるのですが、洋白その他、全て、チタン以外はほぼ今、座金って入れないのです。なので、そんなに材料でたくさんの分類をする必要がないと思っております。

一番下のC Pというのは、ねじ込みとはちょっと別のものなので、これは分かりにくいと思います。

C Pは材料で、鼻パッド付けと質問されたほうが分かりやすいですよ。回答の仕方としては。ここに鼻パッドってある。これもねじで止めているのです。その作業ですよという問いのほうが明瞭だと思っております。いろいろあります。聞かれるといろいろあります。

森瀬部会長

分かりました。分からない部分はまた後で質問させていただいて。

それでは、委託者代表委員のお二人にお聞きしましたので、次に家内労働者側の代表委員から御意見を申し上げます。

同じようにできれば家内労働者の方々の生活の点から工賃の実情であるとか、これから審議に臨む考え方を教えていただいた上で、その具体的にねじ込みについて作業の部位とか材質の検討の必要性、それから工賃の改正についてよろしく申し上げます。

誰か代表でされるか。じゃあ中澤委員。

中澤委員

今、御発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

こちらにつきまして、ねじ込み、ろう付け全てにおいてというところもあるのですが、やはりアンケートのお話を見ても物価上昇だったり、先ほど委託者側の方からもありましたとおり賃金が上がっているという部分も含めまして、やはり工賃自体を上げていくこと自体は私た

ちとしてもお願いしたいところがございます。

その数字をどのように持っていくかというところにつきましては、また改めて協議させていただきながら少し詰めていきたいなと考えておりますし、また今回、宝泉委員が専門部会ということでお越しいただいておりますので、その現状も踏まえて、またお話ができたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。

森瀬部会長
生の声を。

宝泉委員

私は実際、ワッシャーの埋め込みとワッシャー無しの組み、専門的には連結丁番を組む仕事と、あと仮付け、基本、大体はブローチの仮付けと箱足の仮付けをほとんどやっています。銀ろう貼りというやつです。そういうのを主にやっていて、たまによろいの仮付けも山の仮付けもちよっと出てくればするという感じでやってはいます。

中澤委員

先ほども谷口委員がおっしゃったように、材質の話は特にあまりピンときてなかったところがあったみたいで、お話をされていたので。

森瀬部会長

現状、形をこういう分類をされて今データが上がってきているのですが、現場でされている方にとってみると、ちょっとやっぱりピンとこないということは。

宝泉委員

私も基本的にチタン枠のねじ込みしかやっていないので、それしか出てこないという形です。

谷口委員

鯖江はほとんどが、眼鏡と言えばチタンなのです。1%満たないです、チタン以外は。

森瀬部会長

では、それぞれ御意見を頂いて、我々公益から質問、意見をというところで。分からないことも。

諸隈委員

そもそも事務局にですけれども、ちょっと実態とあってないというようなところもあって、この表の枠組み自体はもう変えないほうがいいのかなのか。

木村賃金室長

御質問を頂きまして、ありがとうございます。

結審に向かっていく形としまして、表の枠組みは変えることはあり得ると考えております。例えばですが今、ねじ込みの工程につきまして座金の組込みを含むもの、座金の組込みを含まないものという2種類が今回、生ずることとなった場合に、工程としてはねじ込みという工程になりまして、その下に規格というものを作りたいと思っております。その規格の中でねじ込みが2種類に分かれる。座金の組み込みを含むもの。ねじ込みにあって、座金の組み込みを含まないものというような規格というものを一つ作りまして、それから部位、材質というものを指定していくのかなと思っておりますのですが、今ほど谷口委員の御意見を伺いますと、あまり材質を限定しても意味がないということでしたらば、ねじ込みと規格、それから部位、この3種類の形に表を改めるのかなと今お聞きしていたところでございます。

諸隈委員

チタンもチタン以外も一緒にしてしまうということ。

谷口委員

いいですか。メタルのチタンのフレームで、座金が必要なのは丁番のところだけなのです。チタンのフレームでも、ほかにもねじを組むところはいっぱいあるのですけど、そこは1回ねじを締めたら、もう緩むことがない。緩ませることがほとんどないのです。眼鏡のテンプル、丁番というのはテンプルと枠を止めているのが丁番なのですけど、これは毎日開閉するので、こすれるので、チタンとチタンが直にくっつくと、チタンがザラザラになってしまうので座金を入れる。なので、開閉でこすれる部分に座金が必要。だからチタンでも全部、座金が必要かということ。そういうことではなくてという前提があるので、間違っていないですよ。

宝泉委員

私は、なるほど、と思いました。

谷口委員

なので、そういう分類が一番、回答する側も納得して回答ができる。さっきの鼻パッドのねじを時々外すかっていったら、そんなことはないのです。開閉する所のみ、丁番のみに座金が必要か必要じゃないか。

宝泉委員

座金はこの丁番の部分しかほとんど使わないですよ。

谷口委員

入れてないです。

宝泉委員

ほかに座金入れる。

谷口委員

例えばレンズを止めている所のねじは1回締めたら、もう緩ませることは基本ないので、その場合には座金はいれないです。ざらざらこすれることがないので。

森瀬部会長

意味がよく分かりました。

木村賃金室長

すみません。もう一回掘り下げていただきたいのですが、今ほど想定のねじ込みとしまして、その下に規格として座金の有り無しをということを御説明いたしまして、その下の部位として今は丁番と丁番を除くというのがございます。これは金額の違いが出ておまして、技術的な困難さというのは違うのかなというところが金額の差に表れてくるのかなと想像していたのですが、座金有り無しで二つ枝分かれした場合に、金額の額差をつけるような要素というのは、ほかに何かございますでしょうか。例えば部位で、金額の額差で差を表しておりますのですが。

谷口委員

例えばレンズ止めの場合、うちの場合がいつもレンズ止めばかりが大変かとか、それもまちまちです。部材によって、とてもやりにくい場合もあるし、すごく効率よくできる場合もあるので、部位で値段が一律違うということにはならないです。ただ、ワッシャーを付ける、付けないというのは明確に違うので、そこは分けて。

木村賃金室長

これから皆様には工程の金額を御審議していただくわけなのですが、最低工賃といたしまして、それ以上の工賃を支払わなければならないという法律のつくりになっております上、一番簡単なもの、容易なものって言うのですかね。技術的に低いものを工賃額として表していただいたほうが、付加価値が高いものに工賃が引っ張られてしまいますと、付加価値が低いものについては支払能力的に困難になってまいりますので、そういったお考えも持っていただきながら、また御議論頂ければ幸いと存じます。いろいろ眼鏡にしても技術がいろいろあるということが今言われた中で、一番低いところをまた御相談して頂きながら設定をして頂けたらということでございます。

宝泉委員

やっついて一番簡単なねじ込みってというのは、例えばツーポイントフレームの枠って、レンズのところによろいがかかっている。あれですよ。

森瀬部会長

よろいってというのは。

宝泉委員

それに私は組立ての段階でのねじ込みなので、その穴がふさがらないように仮ねじって、ねじを一つ入れるというのが一番楽なねじ込みの作業になるのです。ねじを一つ穴に入れるだけ、入れるってというのがねじ込みの中で一番簡単な作業っていう。

谷口委員

最終的な製品になるねじじゃなくて、その手前の。

宝泉委員

組立ての段階の。

谷口委員

ごみを入らなくするために入れておくねじですよ。

宝泉委員

そうです。

谷口委員

そのねじは捨てるのですよね。

宝泉委員

捨てますね。

谷口委員

という作業もあります。

宝泉委員

進んでいった段階で、それは捨てるという。誰かが外して捨てるという形にはなるのですが、それが一番簡単な。

谷口委員

そうですね。そのねじ込み。

中澤委員

それは組込み作業を含まないものというのに入る。

宝泉委員

組込作業。

中澤委員

座金の組込みを含まないもの。

宝泉委員
になりますね。

中澤委員
ワッシャーとか使わずに、それは。

宝泉委員
はい。

谷口委員
雌（め）ねじのところにごみが入らないように仮のねじを。要は研磨する時とか。

宝泉委員
そうですね。研磨する前。

谷口委員
研磨する時とかに雌ねじ部分がふさがらないように。

中澤会長
くぼみが埋まらないように。

谷口委員
そうです。クルミ殻の小さい粒で研磨するのです。ねじ穴にクルミのかすが入ると、取るのがとっても大変なので仮ねじで埋めておくという感じですが、メッキの場合でも、メッキで雌ねじにちょっとメッキや塗装が乗っちゃうとねじが入りにくくなるぐらい微妙なミクロンな世界ですけど、なので仮ねじで塞いでおくという格好になります。そこはそんなに高い精度を求めてないから安いというところ。それと製品のねじ込みとはちょっと別ですよ。

宝泉委員
別なのですよね。差が出てくるというか。

谷口委員
この質問は今、仮ねじを想定してないですよ。

宝泉委員
そう。だから、この幅がちょっと大き過ぎて、製品に対してのねじ込みと、私が一番本当に下のラインのねじ込みという。

谷口委員
仮ねじなら最低の値段でも。この話で言っちゃいけないですけど。

森瀬部会長

ほかよろしいですか。御質問。

谷口委員

それが2円とかって最低の金額が書いてありますから。

中澤委員

例えば仮止めの作業自体を今で言う座金の組込み作業を含まないものという扱いにしてしまって、プラス製品が必要なものについてはワッシャーの組み込みを必要とするものとして分類するというのだと、あまり妥当性的には、適切な表示にはならないということですよ。

谷口委員

そうですね。

中澤委員長

それ以外の製品もありますもんね。座金を含まない製品のためのねじ込みというのもあるということですよ。

谷口委員

はい。その最低のところに仮ねじ込みが入っていれば、一番妥当かもしれない。座金を入れることはないですもんね。

森瀬部会長

私が表現したのが正しいのかどうか言っていただければいいのですが、部位、材質の変更の必要性というのが、部位、材質だけじゃなくて、もう一つねじ込みの段階とか工程とあって、そういうようなものが見えて、やっぱり何か見直しが必要である。このままじゃない。ちょっと区分とか考え直さないといけないというのは、もう皆さん多分一致するところだろうということと、もう一つそれを前提にして最低工賃についてはやっぱりもう上げていくということについては、もう両側、我々も含めて一致するところで取りまとめをさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

森瀬部会長

ありがとうございます。区分けの変更については、現場の意見も含めて御相談させていただかないといけないのかなという認識。

二つ目のねじ込み、それから座金を含まないものに限るというものの検討に移りたいと思いますけれども、この工程を追加する必要性について、まず追加が必要だという場合には、その分、材質、その金額についてどう考えているのか。まずは、委託者側の代表委員から御意見を頂き

たいと思います。お二人順番に聞いたほうがいいのか、谷口委員に聞いたほうがいいのか。

井上委員

谷口委員をお願いします。

森瀬部会長

じゃあ、谷口委員。

ねじ込みで座金の組込み作業を含まないものに限って、が二つ目のテーマですけど、この工程を追加する必要があるのかどうかというのと、追加する必要がある場合にはどの部位が必要、並びに金額についてお考えをとということでございます。

谷口委員

材質の区別は、チタンとそれ以外という分類のほうが合理的です。先ほどの丁番とそのほかという分類のほうがいいのですね。要は、さっきの座金を必要とするのは丁番だけですので。そのほうが迷わないです。

森瀬部会長

あとこの区分けの前に、先ほど事務局で御説明していただいたこの資料、別冊の8の方にねじ込みがあって、その上の表の下が座金組込みを含まないものって、ここ青色の要は最低工賃の設定がないもの、ですからこれを追加する必要があるのかどうかということですよ。というのはお考えがあるのかということをお教えいただくと。

谷口委員

現状で2円とかっていうのが本当だったら、ちょっとこれは妥当とは思えないです。

森瀬部会長

だとすると、やっぱりこの辺りも今、最低工賃適用外になっていますけど、適用させたほうがいいのかというふうな。

谷口委員

そうですね。

森瀬部会長

考え方になるのですかね。

谷口委員

なりますね。適用外だけでくくるという立場じゃなくて、適用外だけだったら永遠に2円でオーケーという話でしたよね。それはちょっと上げるべきだと思います。

森瀬部会長

分かりました。

それでは、同じような質問で労働者側の代表の方、いいでしょうか。

中澤委員

私、代表でお答えさせていただくのですけれども、まず必要か必要じゃないかという部分については必要かと思っておりますので、その理由についてという部分ですが、特にチタンを中心というところなのですが、非常に家内労働者のほうが多いという。そこはやはり今後、底上げなりこちらで支えていくということで考えますと、やはり最低工賃を定めていく必要があるのかなというふうには考えております。

先ほど、実は現場の実際されている方とお話させてもらったのですが、大体、今どれぐらいのお仕事を受けていますかというお話をさせていただいたのですが、(今こちらに谷口委員が)いらっしゃるということなので、それを2円はちょっと安いかなというお話をされていたんですが、それは一つの上の段階になりますかね。ここでいうと多分3円から3.5円ぐらいになってくると思うのですけども、そこら辺のところ御提案をさせて頂きたいというふうには考えています。

以上です。

森瀬部会長

それぞれ御意見を頂きましたので、公益側から何か質問、御意見とかがございましたらお願いします。

諸隈委員、いかがでしょうか。

諸隈委員

さっきの仮ねじの話については、最低工賃の適用外についてということにするということで双方、それはそうだなというお話でした。

森瀬部会長

それは。

諸隈委員

そもそもここに入らないという認識。

森瀬部会長

さっきの仮ねじの話は、要は仮ねじというのと実際に止める本ねじがあるので、本ねじについては一定、当然上げていく方向だけど、仮ねじが一番最も簡単な工程という意味では、作業的には簡単で、これがどのレベルにあるのがいいのかはちょっと別にして、本ねじのほうは上げるべきだという話。

谷口委員

ちょっとそれは入れないで考えたほうが今は。

森瀬部会長

考えたほうがいいということ。

諸隈委員

除外しますということ。

森瀬部会長

それらが幾らが適当かってやり出すと、ちょっと作業が違うかなということですね。

谷口委員

基準が大分違うので、今ここに書いてある治具付けというものも本番とちょっと違うのです。チタンの所。ワッシャー組み込まないもののチタンという所で、治具付けというの3番目の所に書いてあるのです。これもさっきの仮ねじに近いような場合もありますよね。メッキをするために、例えばテンプレをメッキをするために、どこかを持ってだとメッキが乗らないから、仕方がないからねじ穴に何かを引っ掛けてメッキをする。そういうのが治具。

宝泉委員

そうなのです。別の連結丁番を組むという形。

谷口委員

仮の持ち手の部分。それもちょっと楽っぽい可能性が高いから、本番の物とはちょっと別なくくりで表現ができたなら、本番の物づくりのねじ込みしている作業と切り分けて適切に上げるべきは上げられるので、その仮の作業のものも同等に扱おうと上げにくくなってしまおうと思うのです。だから、その辺のアンケートがちゃんと拾い上げられて適切に分けて最低工賃に挙げられたほうが、より現実に近いと思いますけど。

中澤委員

治具付けも外す前提というか。仮にそれを持てるようにしているだけなので。

谷口委員

メッキが終わったら、またそれは外す。メッキをするとか塗装する時に邪魔になってしまうから、ねじのところだけ、つまみ点を棒みたいなのをちょっとつけている。塗装終わったら、外して捨てる。

森瀬部会長

昔からずっとそういうやり方なのですか。

谷口委員

そうですね。

森瀬部会長

仮の取りまとめというのでちょっとあれですけど、最低工賃の案として工程を追加する必要は当然あるだろうということで賃上げしていると思いますし、具体的な目安というか、先ほど中澤委員の方から御意見ありましたけど、そういうようなものも今後の参考にさせていただければなと思いますけど。追加が必要だということなので、その部位、材質、金額については、ちょっとなかなかここで整理しきれない部分があるので、現場の話も少しヒアリングした上で事務局なりにまた御検討して頂ければと思いますけど。

木村賃金室長

よろしいですか、発言。

森瀬部会長

はい。

木村賃金室長

実態調査につきましては、御審議して頂くための実態をよく表していないところがあるかと思っておりますので、次回までに電話等でヒアリング調査などはさせていただくことが可能かと思っております。ですので、例えば今8頁、9頁のこのサンプルについてもう少し実態がどうなのかと御要望を頂きましたら、そのような対応はさせていただきたいと思っておりますので、どうぞお気軽に審議の中でこの部分については調べてほしいといったことは言っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

森瀬部会長

ありがとうございます。

それでは、ねじ込みについては整理しましたということで、続いてろう付けのほうの検討に移ってまいりたいと思います。

論議のポイントとして部位、材質の変更の必要が有る無しや、併せて最低工賃額について、それぞれからお聞きいたしたいと思っております。

まず、委託者側の代表の方から、谷口委員からお聞きすればよろしいでしょうか。

谷口委員

ろう付けのほう、部位がブリッジとリムとかいっばい七つぐらいありますね。それをもう一律にしましてもいいのではないかと思います。現行の最低賃金の金額の差もそんなにはないので、ろう付けの洋白で部位にかかわらず幾らというほうがいいのではないかと、明瞭ではないかなというふうに思います。

2番目のチタンの所が最低賃金20円ですよ。2.5円とか5円のところ

に何人かいらっしゃるのですが、これが多分、銀ろうの仮付けを誤ってここに書かれている。

宝泉委員

ですよね。ろう付けと仮付けは全然違う。

谷口委員

仮付けというのが銀ろうって言いまして、チタンとチタンをくっつけるときに間にほんの小さい銀の小さい物を先にくっつけておくのです。熱をかけて、くっつけたものが溶けて、その間を埋めてろう付けされるのです。その小さい銀ろうを貼る作業が実は長いロールみたいな物でそれを切って、小さい物にして、それを貼りつけるという作業なのですが、その作業がチタンの場合には先にあるので、それで本番のろう付けというがあるので、多分2.5円というのは銀ろう仮付けを書かれていると思うので、それが別に分かるように質問されたほうが分かりやすいと思います。値段も一律20円になっていますので、もう部位によって分ける必要がないのではないかと思います。

森瀬部会長

合金はどうしてですか。

谷口委員

そうです。

それから水島委員とも意見がお話をした中で、チタンは先ほどのように銀ろうを貼るのです。そのほかの洋白とか合金はそういうのはないので、これは分ける必要がないのかな。合金その他っていう表現で、その他の材質という表現ではいいのではないかなと思います。

その下の所で言うと、コバルトと出ているのです。コバルトで今、鯖江でどこも使っていないだろうと水島委員はこの前に言っておられました。

森瀬部会長

ここは、コバルトのところは令和4年です。ね、室長。

木村賃金室長

そうですね。下の行は。

谷口委員

これは以前か。

森瀬部会長

何年か前です。

谷口委員

確か以前はありました。

森瀬部会長

だから今はもうない。

谷口委員

今はないです。

森瀬部会長

何かそもそもの前提が違うので、最低工賃20円、チタンのところになっているのは、もうこれでいいとか、多分一定2.5とか5というのは若干作業が違うものがここに置かれているのだとすると、これを除いてしまうと、みんなずっと上の方の25とか30のところにあるのでいい。

谷口委員

とは思っている。

森瀬部会長

ということになってきます。

谷口委員

はい。

森瀬部会長

同じく家内労働側から。

中澤委員

いろいろ驚くばかりで。

作業によってということですが、非常にいろんな作業について分類されているという部分に関しては、今の委託者側の方の御意見に答えるような形になってしまうのですが、洋白、確かにいろんな作業があり得るような全部位という形でまとめていただいたほうがいろいろ都合、分かりやすくなるのではないかなというところで、その件と、あと確認なのですが、ろう付け、もし今御提案の内容をプラスすると、材質は洋白とチタン、その他合金みたいな形で分けて、部位については全部という形。

谷口委員

チタンと、チタンだけ単独です。それ以外の合金、洋白、その他みたいな。チタンとそれ以外。

中澤委員

チタンとその他で分けるという考え方ですか。私もチタンの金額の幅自体は非常に疑問のところがありましたので、それについては分かる形で分類させていただくといいかなと思います。

森瀬部会長

分かりました。

それでは、公益側から、私なんか途中で突っ込んで聞いているのですが、どうぞ。質問があれば。

諸隈委員

チタンはずっと、どこの部位を取っても同じ同一の工賃で、洋白はちょっと差があるというのは、何かそういう差を付ける必要性の議論があつてのことなのかつて事務局、お分かりですか。

木村賃金室長

洋白とチタンの差を付けた理由を。

諸隈委員

チタンは同一なのですが、洋白は洋白の中で差を付ける。洋白の中で差を付けてきたという何か必要。洋白について特段何かあったのかなと思つて。

木村賃金室長

過去の審議の際に金額の差を付けておりますのは、洋白の部位によりまして技能の困難さといひますか、差があつたということで金額の差が付いているということで理解をしておりますが、チタンが新設された時には、それは一緒くたんといひか、統一したものに後からついできたという経緯がございます。

諸隈委員

そうすると今、委託者側の委員のお話で洋白だとかその他とまとめて同一でよいのではないかといひ、それでは双方それはそれでといひことなのですか。

谷口委員

実際、洋白のろう付けを仕事に出したり受け取ったりしている量が、極めて少ないのです。なぜこの差があるかといひと多分、20年、30年前に遡つてろう付けの難易度がその当時は多分あつたからみたいなことに、推測ですけどじゃないのかなといひくらいしか思い浮かばないのです。

中澤委員

今現在としては、そこまで作業工程、困難さ、実際にそれを1時間にこなせる量とかつていひ形で多分その金額を定めてくる形になつてくるかなと思つたのですが、作業的にはそこまで大きく差はないといひ話でしょうか。

谷口委員

何とも分からない。時間の差も、熱をかけると金属が弱くなりますよね。その辺の難度があつてとかいうようなこととかが理由であろうと推測はします。

実際、極めて少ないので今、一番高いところが16円ですよね。そこを最低工賃にしておけば一応、分かりやすいし、多少の工賃上げたということにはなるし、ただほとんどされていない。

中澤委員

実利がないということ。

谷口委員

だと思えます。

森瀬部会長

私から、まとめ案的にお聞きしますけど、部位、材質の検討という意味では、先ほど谷口委員がおっしゃったようにチタンとその他ということで洋白、合金を入れるみたいな、その2分類にしてしまえばいいのではないかとということと、工賃について言うとチタンのところに入っている2.5円はいわゆる左の方にあるのとは、銀ろう仮付けみたいなものなので、ちょっと違うのじゃないかという。これ先ほど聞いたら、木村室長の御説明と何か実態調査に応じて頂けない。

木村賃金室長

私が行っていいですかって言ったら断られました。

森瀬部会長

というようなところが、実態としてそういうものなのかどうかがちょっと不明だということころは多分。

木村賃金室長

今日の専門部会を踏まえまして、こういう御質問があつたのでということで確認させていただきまして、もしかしたら銀ろうの貼り付けのことをお書きいただいたのではないですかということをお尋ねさせていただきまして、また次回御報告したいと思います。

森瀬部会長

それは御確認していただく。そして最低工賃としては、その2分類した場合にチタンのところは2分類でいいということになって、これはいいですね。そのもう一つ、その他にしてしまうところで、洋白も実際のところはないようですけど、これを16円ぐらいにしておけばいいのではないということ、考え方を整理させていただければよろしいということですか。

分かりました。ありがとうございます。

それでは次、粗磨きのところで、粗磨きの自動機械によるものを除く

という工程について御審議いただきたいと思います。

これも同じ一つの部位、材質の変更の必要性について。それから併せて、あるいは最低工賃をどうするかということについて、同じくまず委託者側の代表の方からお聞きしたいと思います。ということで、これも谷口委員にお聞きすればよろしいでしょうか。

谷口委員

チタンのテンプルの最低賃金11円というのは、水嶋委員ともちょっと話をして、ちょっと安いかなという意見は出ていました。ただ、水嶋委員はメタルフレームを作っている会社なので、メタルフレームの磨きも実はテンプルの面を磨く場合と縦のところを磨く場合といろいろあるそうなのです。なので、どこを言っているのかがちょっと分かりにくいということ、メタルフレームを作っている水嶋委員が言っておられました。だから、この辺がどこを指しているかが分かりにくいのです。ちょっと答えにくいのです。

それから、材質のプラとアセテートって書いてあるのです。プラとアセテートが同じような回答をされていて、かぶっているのではないかと推測します。広く言うとアセテートもプラスチックフレームなのです。なので、今、鯖江で作っている現状から分類すると、アセテートフレームというものの、アセテートフレームはアセテートの板から削って切って眼鏡を作るのです。このフレームは、アセテートの板から削り出して作っています。もう一個全く別の作り方で、インジェクションで金型にプラスチックを熱くして、ドロドロにして流し込むというのがあります。それは別にそういう作り方がありますので、プラって表現じゃなくてインジェクションとか射出成形フレームという聞き方をすると、アセテートとはまた別なものなのだと捉えられて明確な回答ができると思うので、プラっていうと全体を指してしまうので、アセテート・セルロイドフレームという物とそのほかのインジェクションという聞き方をしたほうがいいのではないかと。ちょっとこれ混同して書いているように、アンケートを答えているように思っているのです。

森瀬部会長

分かりました。

谷口委員

金額は上げていくほうがもちろんいいと私は思っていますが。現状、最低は今のこの80円ですかね。テンプルが85円というような。そんなに高いとは、僕は思わない。

森瀬部会長

こんなに幅がある。

谷口委員

ものすごく幅がある。あって、テンプルの場合は、ペアで数えてと聞

いているのか、フロントっていうのは前で一つですね。テンブルは横ですよね。その聞き方も分かりにくいですし、粗磨きだけする場合と、粗磨きっていうのはうっすら傷を取るのが粗磨きです。仕上げ磨きって言って、全体のつやを出すという磨きをする場合も結構多いです。そこを問われてないです。非常に回答が難しい。

森瀬部会長

取りあえず分かりました。ありがとうございます。

谷口委員

値段については、ちょっと。

森瀬部会長

上げていく方向だということで承っています。

谷口委員

気持ちとしては、そうですね。

森瀬部会長

労働側の方。

中澤委員

ありがとうございます。私も同じく上がっていくべきだとは思っておりますし、あと今回の中で特に同じ金額を大体推移している チタンとか洋白のテンブルについては、材質等に追加してもいいのかなと考えております。その金額がどの程度が最低工賃として適正かどうかというのは、また御相談をさせていただきながらということにはなるかもしれませんが。

先ほどテンブルとフロントの扱いについて、下のアンケート調査の真ん中ぐらいに調査票の単位にペアで記入された場合、2で乗じて1か所の単価に直して集計しておりますという、この件が、これはどういう扱いになるか、事務局、よろしいでしょうか。

木村賃金室長

お答えしてよろしいでしょうか。

今お手元工作实际、調査票記入のものを手元にお配りしますので、またそれでイメージを持っていただけたらと思います。

さっと見ていただいているところかと思いますが、4頁、5頁を御覧いただきますと、今、実態調査として委託者の数であるとかが入っているところがございます。こちらにつきましては、委託者調査票となっておりますので、家内労働者の方にお答えいただくものではなくて、委託者、会社側の方で御記入いただくものとなっております。

今は粗磨きの御議論をいただいておりますので、調査票の5頁の下、問5が粗磨き、自動機械のものについて除くということで書いてござい

ます。ですので、材質、規格・単位というものは例示は少ししておりますけども、フリーに御記入いただくものとなっております、そこでペアでありますとか、1組みたいな形で書かれていた場合に、眼鏡ですと左右ございますので2で割っているという扱いで、この調査の金額の数字を入れているというところでございます。

先ほど御助言いただきました射出成形フレームのところでありまして、そういったことにつきましては、また例示のところでも反映して、それと区別できるようなものにしてまいりたいと考えておりますので、また引き続き御助言賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

中澤委員

一から材質も含めて委託者の方に書いていただいているというのが。

木村賃金室長

はい、おっしゃるとおりです。

中澤委員

それを分類しているという形の。

木村賃金室長

はい。

中澤委員

ありがとうございます。

私からは以上です。

森瀬部会長

公益の委員の方から何か御質問等、いいですか。

両方からお伺いして、最低工賃については上げていくほうがいいと一致した御意見。部位、材質についてももうちょっと多分、分かりやすく検討する必要があるのだなというのは今、議論の中で出てきたところですけど、谷口委員にお聞きしたいのですが、今この粗磨きの中でテンプルの所だけが最低工賃の設定があるわけですけど、先ほどプラ、アセテートとかがって話も出ましたけど、ここらそれ以外のところは最低工賃の適用にしたほうがよいのかどうかというのは、何かもし御意見があれば。

谷口委員

今の5頁のところ、粗磨きでテンプルは単体で存在するのです。その下によろい、ブリッジ、治具と書いてあるのですが、あんまりよろいという、もしくはブリッジってこのパーツだけで磨くってあんまりなくて、この作業の手前でろう付けをしているので、フロント、わっか、わっか、ブリッジついていて、よろいも付いていてというフロントのパーツになっている場合が多いのです。フロントのパーツになった段

階で磨き、ろう付けをするので、そのろう付けの際の部分の部分を磨きましようということでもろう付け後ですね。形としてはフロントになっていたりするので。だから、フロントとしての磨きっていうほうが圧倒的に多いと思うのです。そういう聞き方になってないのですかね。実際あんまり小さいよろいというパーツだけで磨くって、ほぼないはず。傷でもつけちゃったからっていう場合はあるかもしれないですけど。なので今、最低工賃はここに書いてないのですけど、パーツだけ言われたら書きよう、答えようがないのです。実際、磨きをされている人に、もしくは依頼をしている会社にフロントとしての磨き工賃を多少なりとも情報をもらおうと、そこそこつかめると思いますけど。

森瀬部会長

あえて工賃適用を掛けていくような扱いは実態として、しなくてもいい。

谷口委員

今この段階では、あんまり情報なさ過ぎて。

森瀬部会長

ということですよ。

谷口委員

はい。

森瀬部会長

分かりました。ありがとうございます。

ほかないようでしたが、皆様、御意見を取りまとめさせていただくと、部位、材質について必要であって、最低工賃については上げていくことは問題ないであろうということであったと思いますので、そういうことにさせていただきます。具体的な区分けについては、また相談等させていただいて決定いたしたいと思います。

それから次の作業工程に移りたいと思いますけど、続いて銀ろう貼りについて移りたいと思います。

この工程を最低工賃の案に追加する必要があるのかどうかということ、それから追加を必要とする場合は部位、材質並びに金額をどう考えればいいのかというところについて、これも委託者側の代表、谷口委員から話をお聞きしたいと思います。

谷口委員

先ほど流れの中で、明確に本番のろう付けとは違う銀ろう貼りというのは設置していただいたほうが分かりやすいと思います。

金額がどうというのは、ちょっと私、今回はとても答えられない。プラスチックフレームを作っている人間なので情報がないので。

森瀬部会長

それじゃあ、家内労働者側の代表の方。

中澤委員

私たちとしても銀ろう貼り自体の材質区分が必要だと思っています。要するに調査を見ても非常にされている方が多くあるのを含めまして、ある程度されていることもありますので。実際に銀ろう貼りをされている方もこちらにおられます。

宝泉委員

それ自体はブロー智ですと。

谷口委員

ここです。

宝泉委員

そうです。

谷口委員

このパーツですね。

宝泉委員

それを一旦ずらりと並べて、私の場合は30個を1回で並べて、そこに1枚ずつ機械で貼っていくという形なのですが。工賃はまだ銀ろうのサイズがそれなりに大きい差があるのですが、箱足はもう本当に1ミリ以下の物を貼っているのです、0.08の0.04というサイズの物を本当に先端に貼っているという形ではあるので、すごく細かい。ごみを貼っているようなものです。

谷口委員

銀ろうのずっとロールというか、それを小さく切るのも自分ですか。

宝泉委員

いや、切るのは会社で切った物をもらって、私は会社から機械を借りていて、機械で貼り付けている。

谷口委員

貼り付ける機械を借りている。

宝泉委員

借りています。

その機械自体が銀ろうを吸い込む機械と貼り付ける機械とがセットになっていて、機械がずっと吸って、そのペダルを足で踏むと電気が通って貼り付けるという形です。説明難しいですけど。

中澤委員

前に資料いただいたやつ。
機械ってどういう機械。

宝泉委員

多分、会社によっていろいろと思うんですけど。

森瀬部会長

私からお聞きしますけど、工賃自体については情報が少ないので具体的な金額はっていうことなんですけど、最低工賃には入れておくのは、適用させるといことはそのほうがいいということ。

谷口委員

賛成です。ただ、どこからの工程でやるかで随分これ時間が変わるので、本当に最低の最低、最低だけ押さえておくしかないかもしれないと思います。

森瀬部会長

いろんな種類があるんですけど、これみんなこの表で見ると2円のところに入れていますが、これは大体そういうものなのですか。現場で見ている。大きさとかの話の聞くと今、大分違いがあるように見えて。

宝泉委員

一応、大体2円ですかね。私、去年までブロー智は並べて貼って1円でやっていたのです。本当に去年の春やっと2円に上がって、並べて貼って2円で、山が2か所貼るんですけど3円っていう。

1.5、1.5です。

森瀬部会長

分かりました。じゃあ銀ろう貼りのところについて、こういうような形で取りまとめをしたいと思うんですけど、工程として追加する最低工賃の範囲ということについては両者ともよいという御意見であったのと、実際部位とか材質とかっていうのを御検討、金額についてもやっぱり情報不足があるので、具体的にはどうするのかというのはもう少し情報の収集も含めて決めていくということではよろしいでしょうか。

(異議なし)

森瀬部会長

ありがとうございました。

一応、審議するそれぞれの項目のところも全ての品目について審議は何とか整理したかなと思っています。ちょうど時間若干余っていますけど、区切りのいい審議すべきところまではまいりましたと思いますので、

本日はここまでといたしたいと思います。

次回、最初にスケジュールを申しましたとおり、次回の専門部会で結審をしたいと思いますので、事務局の方にはちょっと御面倒を掛けますけど、必要な情報とか、追加の情報等また収集の上、全会一致で次回に結審となるように御協力のほどお願いいたします。

予定されている議事としてはこれで終わりですけど、皆さんのほうから何か追加というか、その他としてこれは言っておきたいということがございましたらお願いします。

特によろしいでしょうか。

では、事務局から本日の審議内容の確認と次回の案内をお願いいたします。

木村賃金室長

長時間にわたりまして御議論をいただきまして、ありがとうございます。本日の審議内容につきまして確認をさせていただきたいと思います。お手元の資料の11頁に現行のリーフレットがございますので、その枠組みを利用いたしまして説明して、確認していきたいと思います。

適用される家内労働者、委託者の範囲でございますが、ここは現行のままといたしますが、このリーフレットにつきましては、ねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務と書かれていますが、ここは冒頭8頁のところで申し上げました眼鏡製造業に係る業務というような形で、ねじ込み、ろう付け、粗磨きというのは官報公示上は省略して、まとめて書かせていただきたいと思います。とっております。

委託者につきましては、これらの業務を委託する委託者ということになるので、ここに変更はございません。

最低工賃額、御議論していただきました(1)ねじ込みにつきましては、ねじ込みの後ろに座金の組込み作業を含むものに限るという括弧書きがございますが、この括弧書きは削除させていただこうと思っております。その代わりに、部位、丁番、丁番を除くから始まっていますが、その左にもう一つマスを作りまして、規格というものを作りたいと思っております。その規格の中で座金の組込み作業を含むもの、含まないものという2種類に分けたいと考えております。座金の組込作業を含むものにつきましては、丁番と丁番を除く、の2種類と理解いたしました。

材質については、金枠、洋白を除くというふうに残すと今、一応考えております。というのは今、議論の中でプラ等の丁番のねじ込みも含んだ議論であったかどうかという点をまた次回確認させていただきたいと思っております。次回の冒頭、提示させていただくものについては、ここの金枠、洋白の部分そのまま御提示いたしますので、また議論の続きをお願いしたいと思います。金額については、空欄でお示ししたいと思います。

ねじ込み、規格のところの座金の組込み作業を含まないものを新設いたしたいと思います。ここについては、部位は指定をしない。材質についても金枠、洋白を除くという形で御提示をまずしてみたいと思っております。プラのものがここに入るかどうかということについて審議をい

ただければと思います。

次に、ろう付けの工程でございますが、部位については細かく規定しているものについては統一するというようなことで、金額について最低工賃額は1種類というように考えていたいと思います。チタンについても部位の指定はなく、現行のまま金額を空白にしてお示ししたいというふうに思います。

それから、粗磨き（自動機械によるものを除く）、これはそのまま生かしていきたいと思います。部位については、テンプルを指定しているそのままを残したものとしたいと思います。議論の中で一部増やしてはということがございましたが、実態調査がそこまできちんと反映できていない関係上、今回そこまでというのは見送るべきという御意見もあったように思っておりますので、テンプルだけ、材料はチタンというように、1本につきの金額を空白で入れたいと思っております。

それから（4）ということで新設となりますが、銀ろう貼りを加えさせていただきたいと思います。こちらについては今、規格とか部位というのは想定しておりません。材料はチタンとして考えておまして、1か所につきという箇所での最低工賃額の表記でいかがかなということをお示ししたいと思っております。

○谷口委員
部会長。

森瀬部会長
どうぞ。

谷口委員
（4）ではなくて、（2）のろう付け工程の中に含む表現のほうが。

木村賃金室長
分かりやすいですか。

谷口委員
ろう付けの一環の作業ですね。

木村賃金室長
では、皆様よろしければ、そのように表を作りまして、（2）のろう付けのところで規格になりますかね。規格のところでは銀ろう貼りになるのかな。ちょっとここは今ペンディングさせていただいて、また教えていただきながら作り上げていきたいと思っておりますので考えています。いずれにしても銀ろう貼りの一つ枠組みを作ることでお示ししたいと思います。

確認としては、以上でございます。よろしいでしょうか。

森瀬部会長

はい。

木村賃金室長

ありがとうございます。

では最後に、次回の御案内でございますが、1月26日月曜日、午後1時30分から、この会議室で開催をいたしますので、次回もどうぞよろしくお願いいたします。

また、2月18日の水曜日、午前10時からにつきまして、異議申立てがあった場合にはこの日程で審議を入れさせていただきたいと思っておりますので、日程の確保にどうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

森瀬部会長

2月18日水曜日、10時から。

木村賃金室長

水曜日、午前10時からでございます。

場所につきましては、また改めて御連絡をさせていただきますので、日程の確保をよろしくお願いいたします。

森瀬部会長

それでは、閉会といたしたいと思っております。本日は、どうもお疲れ様でした。

(閉 会)